

リビング・ウィルが、こう変わります

改訂のポイントと経緯

公益財団法人日本尊厳死協会理事長 岩尾 總一郎

当協会が発行するリビング・ウィル「終末期医療における事前指示書」(LW)は、これまでの半世紀近い歴史を通じ、本人の自律性に基づく終末期医療に備えた「意思表明書」として、社会的に高く評価されてきました。しかし最近では、終末期医療に対する国民の意識の変化や、いわゆる「終活文化」の広がりなどを背景に、LWのような「意思表明書」も、いろいろな形式で発行されるようになってきています。

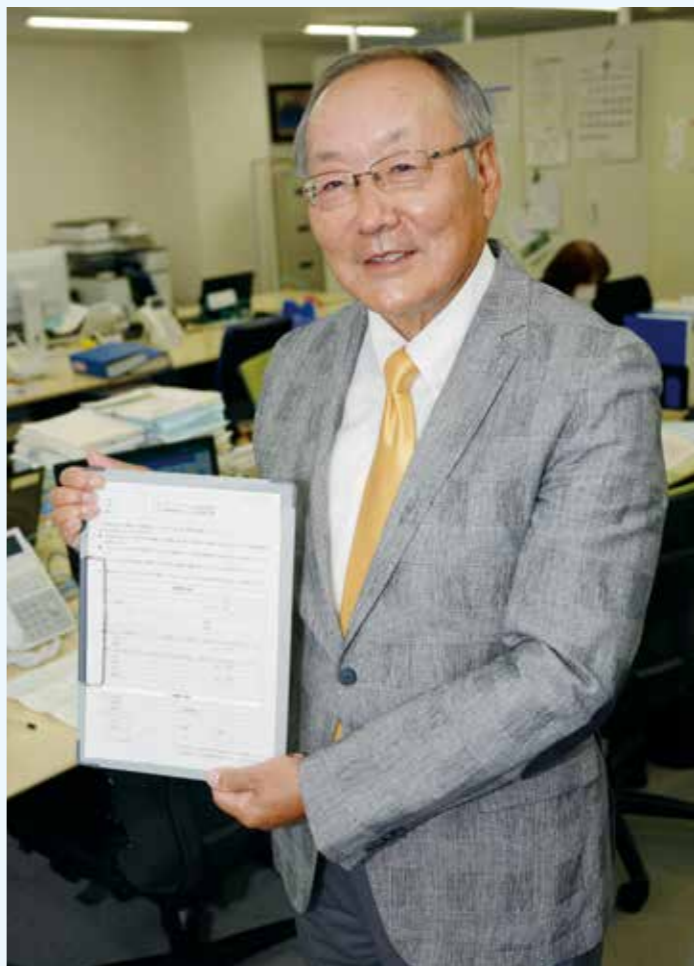
こうしたなか、私たちは尊厳死法制化に向けても継続して取り組んでまいりました。「尊厳死法制化を考える議員連盟」は2012年、国会上一层楼に向けて「終末期の医療に関する患者の意思を尊重する法律案」を策定しました。この法案は、終末期患者の意思を尊重して医師が延命治療の中止または不開始を行った場合、

その医師の行為を免責するものです。立法がなされれば、終末期医療における自己決定を促す活動に積極的に取り組んできた協会のLWが、「本人意思の確認方法」のモデルとして重要な役割を果たすことになりま。そこで協会としては、法が想定する本人意思確認方法などの整合性を図ることも目的の一つとして、協会LWの改訂についての検討を始めることとしました。3年間にわたり協会理事、職員からなる内部での議論を重ねた結果、現行のLWに関して、以下7点ほど検討すべき問題点が浮かび上がりました。

- ① 協会LWは包括的宣言と本人署名だけのシンプルな形式であるため、実際の医療場面において、この書式で患者の意向が伝わり、理解を得られるのだろうか。
- ② LWの作成に関しては、包括的宣

言であるとしても、作成者がどれだけ十分な情報を得、理解した上で作成したかが問われる。そうしたプロセスを経た「事前指示書」であることをLW上に表現する必要はないか。

- ③ 医療者側はLWに対し「自発的意思」「作成時の意思能力」の有無を問題にする。LW作成の信頼性は協会が担保する」としているが、それで納得が得られるのか。LW上に意



写真/水村 孝

思能力を担保する何らかの方法は考えられないか。

④ LWの意思継続の確認は、終末期医療を受ける時点での意思の存在を明確にするうえで重要なことである。現在、毎年の年会費納入がなされることによって本人の意思継続を確認しているが、LWの意思継続確

認はこの手続きだけで十分だろうか。⑤ 協会以外で発行されているほとんどの意思表明書(事前指示書なども含め)は、「家族の同意」欄がある。これを医療慣習として必須事項(医療者が安心感を得られる)とみるか、本人の自律性を損なうものとするか。協会LWにこの欄を加える必要はないか。

⑥ LW作成者その後、意思能力が減退した場合、LWで示した意思はどう守られるのか。海外でみられる「医療代理人」制度がないわが国では、作成者の「最善の利益」を守る仕組みがないが、どう対応するのか。⑦ 超高齢社会に入ったわが国では「認知症者の急増」が深刻な状況になってきている。協会も無縁ではなく、入会手続き、入会後の認知症発症に対し、LWの記述にも具体的な対応が必要ではないか。

以上のような問題提起に対し、協会では2017年から4年にわたり、協会理事と倫理・哲学・医療・看護・福祉・生活・法曹分野の専門家からなる委員会を立ち上げ、LWの改訂に関する議論を重ねてきまし

た。その報告書を受け、2021年度の理事会において、以下の見解をまとめました。

- ① 協会のLWは、誰もが使える包括的なものであると同時に、医師の裁量権や医療的妥当性にも応える重要な意思確認手段となる指示書である。
- ② 今後は「リビング・ウィル作成にあたって」と「大切な用語の説明」をリビング・ウィルの一部として扱い、LW本体を書いて持っているだけでよいという認識を排し、十分な理解のもとで作成・継続されたLWとする。
- ③ 自署と署名立会人の記入でLW作成の信頼性は守られている。入会案内にも本人の意思で入会する旨厳しく指摘している。
- ④ LWはたえず「自律的意思、意思能力の有無」が問われている。これを担保するため、作成時に「署名立会人」を置くことが適当である。立法化に際し、立会人は本人の「自律的意思、意思能力」を証明できる。
- ⑤ 複雑な社会事情に対応するため、LWの信頼性、実効性を高める仕組みが求められるが、自律性を損なうものは避けるべきである。医療慣習

として根強い「家族の同意」が終末期医療でも求められがちだが、「同意」署名はLW本体の要件ではない。⑥ LW作成後に意思能力が減退しても、LWを核として、現在国が推し進めている人生会議(ACP)で、本人の意思が尊重される制度を確立・推進すべきである。⑦ 認知症800万人時代」とともにあることを認識し、将来の認知症発症など意思能力の減退・喪失に対応できるようなLWとする必要がある。「大切な用語の説明」に詳しく書く。

こうした理事会の意見を踏まえ、さらに他団体が発行している事前指示書などを参考にし、最終案をまとめました。このような議論を経て誕生した新しいLWは、協会が半世紀近く訴え続けてきた理念をそのまま生かしており、また、これからの時代に対応できる、より会員の皆さまの願いに沿った、医療側にも受け入れられるものになっていると考えています。

以下、この新しいLWについて、わかりやすく解説していきます。

半世紀近く訴え続けた 理念を生かし 会員の方にも医療側にも さらに受け入れられるものに